

明治安田米国中小型成長株式ファンド
追加型投信／海外／株式

基準価額と純資産総額の推移



※ 分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

ファンド概況

【概要】

| | | | |
|------|------------|-------|----------------------------|
| 設定日 | 2012年1月31日 | 決算日 | 1月31日および7月31日(休業日の場合は翌営業日) |
| 信託期間 | 無期限 | 信託報酬率 | 後記の「ファンドの費用・税金」参照 |

【基準価額および純資産総額】

| | 2024年3月末 | 2024年4月末 |
|-----------|----------|----------|
| 基準価額(円) | 11,566 | 11,275 |
| 純資産総額(億円) | 316 | 297 |

※ 純資産総額の億円未満は切り捨てで表示しています。

【信託財産の状況】

| | 2024年3月末 | 2024年4月末 |
|---------|----------|----------|
| 外国株式 | 97.9% | 96.0% |
| 株式先物 | — | — |
| 短期金融資産等 | 2.1% | 4.0% |
| 組入銘柄数 | 84 | 87 |

※ 上記比率はマザーファンドへの投資を通じた対純資産総額比
※ 外国投資証券の組み入れがある場合、外国株式に含めています。

【基準価額の騰落率】

| 1カ月前比 | 3カ月前比 | 6カ月前比 | 1年前比 | 3年前比 | 設定来 |
|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| △2.52% | 12.49% | 34.45% | 38.70% | 14.28% | 496.70% |

※ 基準価額の騰落率は分配金再投資基準価額で算出しています。

※ 設定来の基準価額の騰落率は、10,000円を基準として算出しています。

【分配金の実績】

| 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 | 第10期 | 第11期 | 第12期 | 第13期 | 第14期 | 第15期 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 2015年2月 | 2015年7月 | 2016年2月 | 2016年8月 | 2017年1月 | 2017年7月 | 2018年1月 | 2018年7月 | 2019年1月 | 2019年7月 |
| 1,500 | 1,500 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,500 | 900 | 0 | 900 |
| 第16期 | 第17期 | 第18期 | 第19期 | 第20期 | 第21期 | 第22期 | 第23期 | 第24期 | 設定来累計 |
| 2020年1月 | 2020年7月 | 2021年2月 | 2021年8月 | 2022年1月 | 2022年8月 | 2023年1月 | 2023年7月 | 2024年1月 | |
| 250 | 800 | 3,000 | 500 | 0 | 0 | 0 | 0 | 700 | 18,350 |

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額(円) ※分配金は増減したり、支払われないことがあります。

最終ページの「当資料ご利用にあたってのご留意事項」を必ずご覧ください。

明治安田米国中小型成長株式ファンド
追加型投信／海外／株式

運用概況

【基準価額の要因分析】

(単位：円)

| | |
|-----------|--------|
| 当月末基準価額 | 11,275 |
| 騰落額(前月末比) | △291 |
| 株式要因 | △658 |
| 為替要因 | 393 |
| その他要因 | △25 |

当月(3月29日～4月30日)の基準価額は下落しました。米ドルが3.63%上昇(円安ドル高)したことはプラスに寄与しましたが、保有する株式が下落したことはマイナスに影響しました。基準価額に影響した銘柄、主な売買銘柄は以下の通りです。

※ 要因分析の結果は当社で試算した概算値であり、基準価額変化の傾向を知る目安とお考え下さい。

※ 株式要因には配当金による影響を含んでいます。

※ その他要因には、信託報酬のほかにマザーファンドにおける資金流入の影響や、収益分配が行われた場合の分配金を支払ったことによる影響が含まれる場合があります。

【主なプラス寄与銘柄およびマイナス寄与銘柄】

| プラス寄与 | 株価の月間騰落率 (3/28-4/29) | マイナス寄与 | 株価の月間騰落率 (3/28-4/29) |
|---|-------------------------|---|-------------------------|
| MACOM TECHNOLOGY SOLUTIONS HOLDINGS INC 半導体・半導体製造装置 | 8.7% | KINSALE CAPITAL GROUP INC 保険 | △31.8% |
| 通信、防衛市場向けの高周波および混合信号半導体の有力サプライヤー。在庫が増加した低迷期を乗り越え、受注傾向の改善が評価されています。データセンターでのAI(人工知能)関連アプリケーションに期待が高まっています。 | | 他社が扱わないリスクを補償する損害保険を提供するトップクラス企業で、経費率の低さと独自のテクノロジーで大きな市場シェアを獲得しています。第1四半期の売上成長が市場予想を下回ったため、株価は下落しました。 | |

※ 「株価の月間騰落率」は、当月の基準価額に反映された株価を基準に算出しています。

【主な買付銘柄および売却銘柄】

| 買付銘柄 | 売却銘柄 |
|---|--|
| SEMTECH CORP 半導体・半導体製造装置 | SMARTSHEET INC-CLASS A ソフトウェア・サービス |
| コンピュータ、通信、産業および消費者向けのアナログおよびミックスドシグナル半導体のサプライヤーです。データセンター市場から強い需要が見込まれます。差別化された製品は、AIアプリケーションに最適です。 | ワークフロー管理ソフトウェアのプロバイダー。2024年の営業利益率と利益見通しは良好なものの、市場の期待を超えるには至っていません。情報技術関連セクターには他により良い投資機会があると考えすべて売却しました。 |

※ 上記は、売買銘柄の一部を例としてご紹介したものであり、当銘柄への投資を推奨するものではありません。

組入有価証券の状況

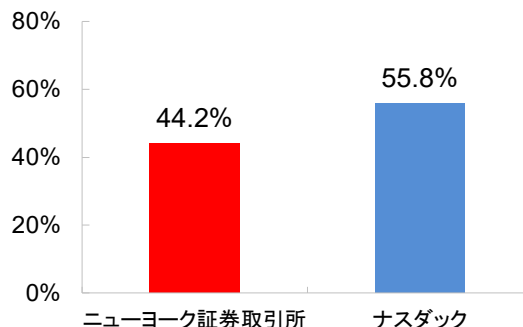
【組入上位10業種】

| | 業種 | 組入比率 |
|----|------------------------|-------|
| 1 | 資本財 | 17.8% |
| 2 | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 14.0% |
| 3 | ソフトウェア・サービス | 13.0% |
| 4 | 半導体・半導体製造装置 | 7.0% |
| 5 | 消費者サービス | 6.2% |
| 6 | エネルギー | 5.9% |
| 7 | ヘルスケア機器・サービス | 4.8% |
| 8 | 金融サービス | 4.5% |
| 9 | 耐久消費財・アパレル | 4.0% |
| 10 | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 3.5% |

※ 組入比率はマザーファンドへの投資を通じた対純資産総額比

※ 業種はGICS(世界産業分類基準)によるものです。

【取引市場別組入比率】



※ 組入比率は外国株式評価金額合計に対する割合です。

最終ページの「当資料ご利用にあたってのご留意事項」を必ずご覧ください。

明治安田米国中小型成長株式ファンド
追加型投信/海外/株式

組入有価証券の状況

【時価総額別構成比】

| 時価総額区分 | 前月末比 | 当月末の組入比率 | |
|----------------|-------|----------|-------|
| 300億ドル以上 | △1.5% | 5.1% | |
| 7億ドル以上300億ドル未満 | 1.5% | | 94.9% |
| 7億ドル未満 | 0.0% | 0.0% | |

【組入上位10銘柄】

| 銘柄名 | 取引市場 | 業種 | 時価総額 |
|--|---|------------------------|--------|
| | 銘柄紹介 | | 組入比率 |
| 1 AXON ENTERPRISE INC (アクソン・エンタープライズ) | ナスダック | 資本財 | 236億ドル |
| | 警察などの法執行機関向けに、ワイヤー針射式スタンガンなどの装備品の開発および販売を行う会社 | | 2.4% |
| 2 NATERA INC (ナテラ) | ナスダック | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 113億ドル |
| | 主に受胎前および出産前遺伝子検査サービスを提供し、着床前遺伝子診断、異数性スクリーニング、転座、単一遺伝子検査サービスなども提供する会社 | | 2.3% |
| 3 PERMIAN RESOURCES CORP (パーミアン・リソース) | ニューヨーク証券取引所 | エネルギー | 101億ドル |
| | パーミアン盆地で非従来型の油層および関連リキッドリッチ天然ガス層の開発に注力するほか、地質調査など各サービスも提供する石油・ガス会社 | | 2.0% |
| 4 TECHNIPFMC PLC (テクニップFMC) | ニューヨーク証券取引所 | エネルギー | 114億ドル |
| | 石油とガスプロジェクト向けに、海底、陸上、オンショア、オフショアのソリューションを提供し、世界各地で事業を展開している油田サービス会社 | | 2.0% |
| 5 SHOCKWAVE MEDICAL INC (ショックウェーブ・メディカル) | ナスダック | ヘルスケア機器・サービス | 123億ドル |
| | 石灰化抹消血管疾患、冠動脈疾患、および心臓弁疾患の治療向けに血管内破碎技術の開発・商業化に注力する医療機器メーカー | | 1.9% |
| 6 MACOM TECHNOLOGY SOLUTIONS HOLDINGS INC (MACOMテクノロジー・ソリューションズ・ホールディングス) | ナスダック | 半導体・半導体製造装置 | 74億ドル |
| | アナログ半導体ソリューションを提供し、ラジオ周波、マイクロ波、ミリ波アプリケーション用の半導体、能動・受動部品、サブアセンブリを供給する半導体メーカー | | 1.9% |
| 7 SOUTHWESTERN ENERGY CO (サウスウエスタン・エナジー) | ニューヨーク証券取引所 | エネルギー | 85億ドル |
| | 主に、天然ガスや石油の探鉱、開発、生産に注力する独立系エネルギー会社 | | 1.9% |
| 8 PTC INC (ピー・ティー・シー) | ナスダック | ソフトウェア・サービス | 216億ドル |
| | 主に重工業、航空宇宙・防衛、自動車などの製造業を顧客に持ち、PLM(製品ライフサイクル管理)関連のソフトウェアおよびサービスを提供する会社 | | 1.9% |
| 9 MANHATTAN ASSOCIATES INC (マンハッタン・アソシエイツ) | ナスダック | ソフトウェア・サービス | 129億ドル |
| | 物流の配送システムや在庫管理システムなどのデータベースサービスを提供する会社 | | 1.9% |
| 10 CELSIUS HOLDINGS INC (セルシウス・ホールディングス) | ナスダック | 食品・飲料・タバコ | 171億ドル |
| | 体内に熱を発生させることでカロリーを燃焼する機能性飲料を提供する会社 | | 1.8% |

※【時価総額別構成比】の組入比率は外国株式評価金額合計に対する割合、【組入上位10銘柄】の組入比率はマザーファンドへの投資を通じた純資産総額比

※【時価総額別構成比】および【組入上位10銘柄】の時価総額は、各銘柄の発行済株式の時価総額であり、単位未満は切り捨てています。

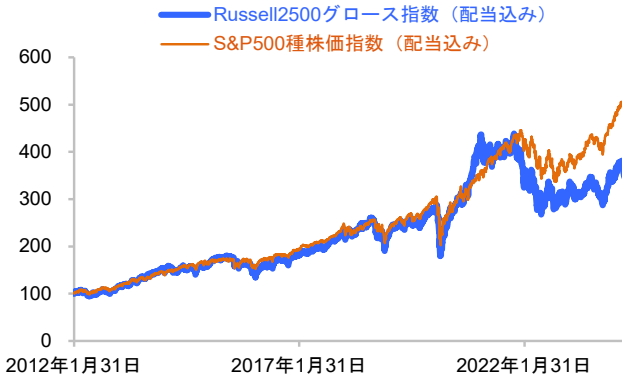
※業種はGICS(世界産業分類基準)によるものです。

※「銘柄紹介」は当ファンドのご理解を深めていただくために会社の開示資料等を基に明治安田アセットマネジメントが独自に作成したものであり、銘柄への投資を推奨するものではありません。また、上記内容は基準日現在のものであり、将来予告なく変更する場合があります。

最終ページの「当資料ご利用にあたってのご留意事項」を必ずご覧ください。

明治安田米国中小型成長株式ファンド
追加型投信／海外／株式

市場動向

【米国主要株価指数の推移(米ドルベース)
(設定来)】

[前月末比騰落率]

| | |
|-------------------------|--------|
| Russell2500グロース指数(配当込み) | △7.45% |
| S&P500種株価指数(配当込み) | △4.08% |

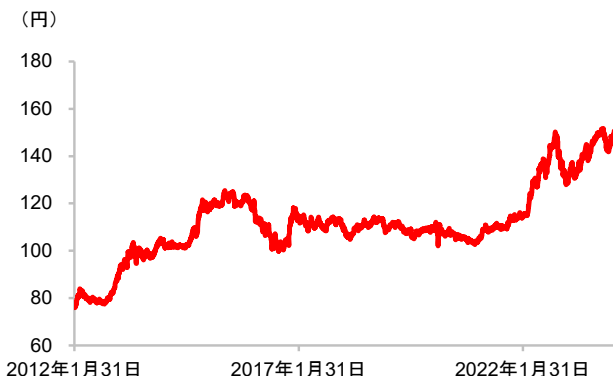
※ 騰落率は現地月末営業日比(3/28-4/30)

※ 上記指数はベンチマークではありません。

グラフは2012年1月31日時点の数値を100として指数化

※ Russell 2500グロース指数(配当込み)、S&P500種株価指数(配当込み)に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はFTSE Russell、スタンダード&プアーズ ファイナンス サービスズLLCに帰属します。

※ 出所：Bloomberg

【為替レート(米ドル)の推移
(設定来)】

[前月末比騰落率]

| | |
|-------|-------|
| 米ドル/円 | 3.63% |
|-------|-------|

※ 騰落率は日本月末営業日比(3/29-4/30)

※ 為替レートは、一般社団法人投資信託協会が定めたレートで、投資信託の基準価額の算出の際に用いています。

米国株式相場において、S&P500種株価指数は下落しました。FRB(米連邦準備制度理事会)による早期の利下げ観測が後退する中、ハイテク企業の業績の先行きに対する慎重な見方が広がったことに加え、中東情勢の緊迫化も嫌気され、中旬にかけて軟調に推移しました。その後は中東情勢に対する警戒感がやや後退し、月末にかけて持ち直しました。

中小型成長株の代表的な指数であるRussell2500グロース指数(配当込み)の騰落率は、大型株の代表的な指数であるS&P500種株価指数(配当込み)の騰落率を下回りました。Russell2500グロース指数の業種別では金融関連と情報技術関連セクターの下落が目立ちました。

米ドルは対円で前月末比上昇(円安ドル高)しました。上旬は米国CPI(消費者物価指数)が市場予想より上振れしたことから、FRBによる利下げの開始が後ずれし日米金利差の拡大が続くとの見方が強まり、上昇しました。日銀金融政策決定会合で緩和的な金融政策の継続を決定するとさらに上昇しましたが、政府・日銀によるドル売り為替介入と思われる動きもあり、月末近くには乱高下しました。

今後の投資方針等について

引き続き、マザーファンドを通じて、ボトムアップアプローチによりファンダメンタルズが強固で良好なパフォーマンスが期待できる銘柄を厳選して組み入れます。

サプライチェーンの正常化と労働市場の安定化を背景に、インフレは緩和しつつあります。安定した金利環境下、米国政府によるインフラ刺激策の恩恵を受けて、独自の競争力を持つ企業を選定しています。また、リスク選好度が回復するにつれ、よりファンダメンタルズ主導の市場になることが期待されることから、ファンダメンタルズでアウトパフォームする企業の発掘に注力していきます。米国中小型株は大型株と比較すると相対的に割安と思われる評価となっているため、米国経済が拡大する中で良好なファンダメンタルズの企業に投資を続けていきます。

明治安田米国中小型成長株式マザーファンドの米国中小型株式等の運用指図に関する権限は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーに委託します。銘柄の選定にあたっては、企業の時価総額を基準とした米国の中小型株式等(米国預託証券(ADR)を含みます)の中から、ファンダメンタルズ分析とクオンツモデル分析を用い、企業収益の成長性、収益構造等の観点からポートフォリオを構築します。

明治安田米国中小型成長株式ファンド

追加型投信／海外／株式

ファンドの目的

明治安田米国中小型成長株式ファンド(以下「当ファンド」ということがあります。)は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

- 1 明治安田米国中小型成長株式マザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。)を通じて米国の成長性が高いと考えられる中小型株式を主要投資対象とします。
- 2 高い利益成長が期待される企業を発掘し、投資を行います。
- 3 マザーファンドの米国中小型株式等の運用指図に関する権限は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーに委託します。
- 4 原則として、外貨建資産に対する為替ヘッジは行いません。

分配方針

年2回(1月、7月の各31日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの**運用により信託財産に生じた運用成果(損益)はすべて投資者の皆さまに帰属します。**

したがって、**投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。**

投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

主な変動要因

| | |
|---------|---|
| 株価変動リスク | 株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。 |
| 為替変動リスク | 外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。 |
| 流動性リスク | 株式を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来の価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドの基準価額を下げる要因となります。 |
| 信用リスク | 投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。 |

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。
投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

明治安田米国中小型成長株式ファンド

追加型投信／海外／株式

お申込みメモ

| | |
|-------------------|---|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。 |
| 購入代金 | 販売会社が指定する期日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。 |
| 申込締切時間 | 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。 |
| 購入・換金日 | 申込日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、購入・換金の申込みの受付を行いません。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。 |
| 信託期間 | 無期限(2012年1月31日設定) |
| 繰上償還 | 委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 |
| 決算日 | 1月31日および7月31日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 年2回決算を行い、収益分配方針に基づいて、分配を行います。 ※当ファンドには「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売会社へお問い合わせください。 |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ※当ファンドは、NISAの「特定非課税管理勘定(成長投資枠)」の対象です。 販売会社によって取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。 なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更されることがあります。 |

ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|---|
| 購入時手数料 | 購入価額に、 3.3%(税抜3.0%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 運用管理費用(信託報酬) | <p>ファンドの純資産総額に対し、年2.09%(税抜1.9%)の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。</p> <p>内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配分</th> <th>料率(年率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>1.265%(税抜1.15%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.77%(税抜0.7%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.055%(税抜0.05%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2.09%(税抜1.9%)</td> </tr> </tbody> </table> | 配分 | 料率(年率) | 委託会社 | 1.265%(税抜1.15%) | 販売会社 | 0.77%(税抜0.7%) | 受託会社 | 0.055%(税抜0.05%) | 合計 | 2.09%(税抜1.9%) |
|--------------|--|----|--------|------|-----------------|------|---------------|------|-----------------|----|----------------------|
| 配分 | 料率(年率) | | | | | | | | | | |
| 委託会社 | 1.265%(税抜1.15%) | | | | | | | | | | |
| 販売会社 | 0.77%(税抜0.7%) | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | 0.055%(税抜0.05%) | | | | | | | | | | |
| 合計 | 2.09%(税抜1.9%) | | | | | | | | | | |
| その他の費用・手数料 | <p>信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.011%(税抜0.01%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。</p> | | | | | | | | | | |

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に依りて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|--------------|----------|---|
| 分配時 | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税します。普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時及び償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税します。換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※法人の場合については上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

明治安田米国中小型成長株式ファンド

追加型投信／海外／株式

販売会社一覧

※お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

| 販売会社名 | 登録番号 | 加入協会 | | | | | 備考 |
|---|----------|------------------|-----------------------------|------------------------------------|-----------------------------|--------------------|----|
| | | 日本証券 業協会 | 一般社団 法人日本 投資顧問 業協会 | 一般社団 法人第二 種金融 商品取引 業協会 | 一般社団 法人金融 先物取引 業協会 | 日本商品 先物取引 協会 | |
| 銀行 | | | | | | | |
| 株式会社愛知銀行 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第12号 | ○ | | | | |
| 株式会社愛媛銀行 | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第6号 | ○ | | | | |
| 株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社) | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第633号 | ○ | | | | |
| 株式会社紀陽銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第8号 | ○ | | | | |
| 株式会社三十三銀行 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第16号 | ○ | | | | ※3 |
| 株式会社滋賀銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第11号 | ○ | | | ○ | |
| 株式会社静岡中央銀行 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第15号 | ○ | | | | |
| 株式会社但馬銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第14号 | ○ | | | | |
| 株式会社千葉興業銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第40号 | ○ | | | | |
| 株式会社中京銀行 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第17号 | ○ | | | | |
| 株式会社東邦銀行 (インターネットバンキング専用) | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第7号 | ○ | | | | |
| 株式会社鳥取銀行 | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第3号 | ○ | | | | |
| 株式会社八十二銀行 (委託金融商品取引業者 八十二証券株式会社) | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第49号 | ○ | | | ○ | |
| 株式会社北洋銀行 | 登録金融機関 | 北海道財務局長(登金)第3号 | ○ | | | ○ | |
| 株式会社北洋銀行 (委託金融商品取引業者 北洋証券株式会社) | 登録金融機関 | 北海道財務局長(登金)第3号 | ○ | | | ○ | |
| 株式会社三菱UFJ銀行 (インターネットバンキング専用) | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第5号 | ○ | | ○ | ○ | |
| 株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) (インターネットトレードのみ) | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第5号 | ○ | | ○ | ○ | |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 (インターネットバンキング専用) | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第33号 | ○ | ○ | | ○ | |
| PayPay銀行株式会社 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第624号 | ○ | | | ○ | |
| 株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社) | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第10号 | ○ | | | ○ | |
| 株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券) | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第10号 | ○ | | | ○ | |
| 証券会社 | | | | | | | |
| アイザワ証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3283号 | ○ | ○ | ○ | | |
| あかつき証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第67号 | ○ | ○ | | ○ | |
| 岡三証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第53号 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 十六TT証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第188号 | ○ | | | | |
| 第四北越証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第128号 | ○ | | | | |
| 大和証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第108号 | ○ | ○ | ○ | ○ | ※3 |
| 中銀証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 中国財務局長(金商)第6号 | ○ | | | | |
| 東海東京証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第140号 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 八十二証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第21号 | ○ | ○ | | | |
| 浜銀TT証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第197号 | ○ | | | | |
| フィデリティ証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第152号 | ○ | ○ | | | |

明治安田米国中小型成長株式ファンド

追加型投信／海外／株式

販売会社一覧

※お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

| 販売会社名 | 登録番号 | 加入協会 | | | | | 備考 |
|-----------------------|----------|------------------|-----------------------------|------------------------------------|-----------------------------|--------------------|----|
| | | 日本証券 業協会 | 一般社団 法人日本 投資顧問 業協会 | 一般社団 法人第二 種金融 商品取引 業協会 | 一般社団 法人金融 先物取引 業協会 | 日本商品 先物取引 協会 | |
| 証券会社 | | | | | | | |
| 北洋証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 北海道財務局長(金商)第1号 | ○ | | | | ※3 |
| 松井証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号 | ○ | | | ○ | |
| マネックス証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| みずほ証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第94号 | ○ | ○ | ○ | ○ | ※1 |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2336号 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| むさし証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第105号 | ○ | | ○ | | |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ワイエム証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 中国財務局長(金商)第8号 | ○ | | | | |
| auカブコム証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第61号 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 株式会社SBI証券 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号 | ○ | | ○ | ○ | |
| 信用金庫 | | | | | | | |
| 愛媛信用金庫 | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第15号 | | | | | |
| 金沢信用金庫 | 登録金融機関 | 北陸財務局長(登金)第15号 | ○ | | | | |
| 京都中央信用金庫 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第53号 | ○ | | | | |
| 甲府信用金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第215号 | | | | | |
| しのめ信用金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第232号 | | | | | |
| 信金中央金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第258号 | ○ | | | | ※2 |
| 静清信用金庫 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第43号 | ○ | | | | |
| 西武信用金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第162号 | ○ | | | | |
| 高松信用金庫 | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第20号 | | | | | |
| 玉島信用金庫 | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第30号 | | | | | |
| 長野信用金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第256号 | ○ | | | | |
| のと共栄信用金庫 | 登録金融機関 | 北陸財務局長(登金)第30号 | | | | | |
| 福岡ひびき信用金庫 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第24号 | ○ | | | | |

※1 みずほ証券株式会社の取扱いは、一部解約の実行の請求の受付け、買取り、収益分配金の再投資、ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等となります。

※2 信金中央金庫との間に取交わされた「証券投資信託受益証券の取次業務に関する基本契約書」に基づいて、取次登録金融機関(信用金庫)の本支店または出張所においても募集等の取次ぎを行います。

※3 現在、新規の販売を停止しております。

明治安田米国中小型成長株式ファンド

追加型投信／海外／株式

当資料ご利用にあたってのご留意事項

- 当資料は、明治安田アセットマネジメント株式会社が運用状況をお知らせすることを目的に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 投資信託のお申込みを行う場合には投資信託説明書（交付目論見書）を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず投資信託説明書（交付目論見書）で内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。投資信託の運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料の運用実績に関するグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
- 当資料に指数・統計資料等が記載される場合、それらに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、それらを作成・公表している各主体に帰属します。各主体は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。
- 当資料に記載された見解・見通し・投資方針は作成時点における明治安田アセットマネジメント株式会社の見解等であり、将来の経済・市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 当資料に掲載された個別の銘柄や企業名は参考情報であり、これらの銘柄について取得勧誘や売買推奨を行うものではありません。また、将来の組入れを示唆または保証するものではありません。

委託会社、その他関係法人の概要

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。
明治安田アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

<ファンドに関するお問い合わせ先>
明治安田アセットマネジメント株式会社
フリーダイヤル 0120-565787（営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。
三菱UFJ信託銀行株式会社

販売会社 ファンドの募集の取扱いおよび解約お申込みの受付等を行います。
販売会社一覧をご覧ください。

投資顧問会社 ファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、投資信託財産の運用を行います。
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー